

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格決定の基準となる日を次のとおり定めた。

令和3年10月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

被登録資格決定基準日 令和3年10月18日

（ただし、年齢については、令和3年10月31日とする。）